

所定増徴ノ事ト
此後従来ノ各孔口
臨時に制定ノ事ト

七、婦人労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
八、本邦労働者ノ道外労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
九、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

以上
昭和五年二月七日
厚生省労働局長
高橋徳次郎

昭和五年二月七日
厚生省労働局長
高橋徳次郎

臨時に制定ノ事ト
臨時に制定ノ事ト
臨時に制定ノ事ト

國粹厚く愛護する事ト
此後従来ノ各孔口
臨時に制定ノ事ト

九、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
十、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

十一、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
十二、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

十三、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
十四、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

十五、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
十六、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

十七、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
十八、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）

十九、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）
二十、本邦労働者ノ労働時間短縮（臨時に）